

第四次佐久市男女共同参画プラン 新旧対照表

別紙 1

第2回審議会（10月12日開催）以降の変更点については次のとおりです。

■「男女平等」と「男女共同参画」の内容			
ページ	新	旧	備考
9	<p>「男女平等」とは、“権利が平等であること”を言います。</p> <p><u>女子差別撤廃条約では、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としており、男女共同参画社会基本法では、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたと明記されています。</u></p> <p><u>しかしながら、世界経済フォーラムが公表している男女格差報告（ジェンダーギャップ指数）において、日本は政治、経済、教育の各分野で低迷するなど、いまだ性別による格差が残る現状があります。</u></p> <p><u>「男女平等」は、男女共同参画社会の実現のためにも、まず取り組むべき喫緊の課題であると言えます。</u></p> <p>「男女共同参画」とは、“性差にとらわれず個々の多様性を認め、尊重し合いながら社会の様々な分野に参画し、役割や責任を一緒に担っていくこと”を言います。</p> <p>働きたいと思う人が働きやすく、また家庭を大切にしたいと思う人がより育児・介護や家事に参加できる社会づくりこそが大切です。</p> <p>男女の格差を縮めて機会の平等を図り、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、自由な生き方を選択できることが、男女共同参画社会の実現には重要な視点となります。</p>	<p><u>男女共同参画とは・・・</u></p> <p>「男女平等」とは“権利が平等”であることを言いますが、「男女共同参画」とは“性差にとらわれず個々の多様性を認め、尊重し合いながら社会の様々な分野に参画し、役割や責任を一緒に担っていくこと”を言います。</p> <p>働きたいと思う人が働きやすく、また家庭を大切にしたいと思う人がより育児・介護や家事に参加できる社会づくりこそが大切です。</p> <p>男女の格差を縮めて機会の平等を図り、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、自由に生き方を選択できることが、男女共同参画社会の実現には重要な視点となります。</p>	<p>男女共同参画社会の実現は、「男女平等」が前提となるため、「男女平等」についての記載も詳細にした。</p>

■課題7 貧困など生活上困難を抱える人への支援			
ページ	新	旧	備考
20	<p>少子高齢化の進行、未婚者・離婚者の増加により、我が国の世帯数は増加の一途をたどっています。</p> <p>国勢調査によると、本市のひとり親世帯の状況は、令和2年は母子・父子家庭ともに、平成27年に比べ減少傾向にあるものの、総世帯の約1%がひとり親世帯となっています。</p>	<p>少子高齢化の進行、未婚者・離婚者の増加により、高齢者世帯・単身世帯・ひとり親世帯は増加の一途をたどっています。</p> <p>国勢調査によると、本市のひとり親世帯の状況は、平成27年は母子・父子家庭ともに、平成22年に比べ減少傾向にあるものの、総世帯の約2%がひとり親世帯となっています。</p>	R2の国勢調査の結果を反映。
■施策の方向3 地域・社会活動における男女共同参画の促進 (7) 方針決定過程への女性の参画推進			
ページ	新	旧	備考
31	<p>「佐久平女性大学」を創設し、意欲と能力を有する人材を育成し、議会、各種審議会・委員会などで活躍できる人材を増やします。</p>	<p>「佐久平女性大学(仮称)」を創設し、意欲と能力を有する人材を育成し、議会、各種審議会・委員会などで活躍できる人材を増やします。</p>	R3.12.20施行「佐久市男女共同参画推進条例」の一部改正により(仮称)を削除。
■施策の方向3 地域・社会活動における男女共同参画の促進 (9) 地域におけるリーダーの養成			
ページ	新	旧	備考
32	<p>「佐久平女性大学」を創設し、地域社会で活躍できる男女共同参画社会の推進リーダーを育成します。</p>	<p>「佐久平女性大学(仮称)」を創設し、地域社会で活躍できる男女共同参画社会の推進リーダーを育成します。</p>	R3.12.20施行「佐久市男女共同参画推進条例」の一部改正により(仮称)を削除。
■2 男女共同参画プラン期間内の達成目標 指標名			
ページ	新	旧	備考
42	<p>「佐久平女性大学」を卒業し、「佐久市女性活躍人材バンク」に登録した割合</p>	<p>「佐久平女性大学(仮称)」を卒業し、「佐久市女性活躍人材バンク」に登録した割合</p>	R3.12.20施行「佐久市男女共同参画推進条例」の一部改正により(仮称)を削除。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律			
ページ	新	旧	備考
63	追加		本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくため、法律を掲載。
■佐久市男女共同参画推進条例 第14条			
ページ	新	旧	備考
77	(4) 女性があらゆる分野で活躍することを支援し、もって男女共同参画社会の実現を図るため、佐久平女性大学を設置すること。		R3.12.20施行「佐久市男女共同参画推進条例」の改正部分を追加。
■諮問			
ページ	新	旧	備考
80	追加		
■答申			
ページ	新	旧	備考
81	追加（別紙答申（案）のとおり）		
■佐久市における男女共同参画のあゆみ			
ページ	新	旧	備考
82	追加		
■第四次佐久市男女共同参画プラン策定の経過			
ページ	新	旧	備考
82	追加		
■佐久市男女共同参画審議会委員名簿			
ページ	新	旧	備考
83	追加		